

所得の種類(令和8年度用)

所 得 の 種 類		所 得 金 額 の 算 出 方 法																																	
事業(営業等、農業)	事業により生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額																																	
不 動 産 所 得	地代、家賃などによる所得	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額																																	
利 子 所 得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額																																	
配 当 所 得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額																																	
給 与 所 得	給与、賞与、賃金	給与所得の速算表 ※4000割とは4000で割り、小数点を切り捨て4000をかけたものです <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与収入金額(A)</th> <th>給与所得控除後の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 650,999円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>651,000～1,899,999円</td> <td>(A) - 650,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900,000～3,599,999円</td> <td>(4000割)(A) × 70% - 80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000～6,599,999円</td> <td>(4000割)(A) × 80% - 440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000～8,499,999円</td> <td>(A) × 90% - 1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000～ 円</td> <td>(A) - 1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table> <所得金額調整控除> ○給与収入が850万円を超え、本人が特別障害、または、同一生計配偶者もしくは扶養親族に特別障害がある、または、23歳未満の扶養親族がいる場合 所得金額調整控除＝([給与収入(最高1,000万円)] - 850万円) × 10% ○「給与所得(最高10万円) + 年金所得(最高10万円)」が、10万円を超える場合 所得金額調整控除＝給与所得(最高10万円) + 年金所得(最高10万円) - 10万円		給与収入金額(A)	給与所得控除後の金額	～ 650,999円	0円	651,000～1,899,999円	(A) - 650,000円	1,900,000～3,599,999円	(4000割)(A) × 70% - 80,000円	3,600,000～6,599,999円	(4000割)(A) × 80% - 440,000円	6,600,000～8,499,999円	(A) × 90% - 1,100,000円	8,500,000～ 円	(A) - 1,950,000円																		
給与収入金額(A)	給与所得控除後の金額																																		
～ 650,999円	0円																																		
651,000～1,899,999円	(A) - 650,000円																																		
1,900,000～3,599,999円	(4000割)(A) × 70% - 80,000円																																		
3,600,000～6,599,999円	(4000割)(A) × 80% - 440,000円																																		
6,600,000～8,499,999円	(A) × 90% - 1,100,000円																																		
8,500,000～ 円	(A) - 1,950,000円																																		
雜 所 得	国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの所得	公的年金等所得の速算表 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">65歳未満（昭和36年1月2日以降生）</th> <th colspan="2">65歳以上（昭和36年1月1日以前生）</th> </tr> <tr> <th>年金収入(A)</th> <th>所得金額</th> <th>年金収入(A)</th> <th>所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 600,000円</td> <td>0円</td> <td>～ 600,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>600,001～1,299,999円</td> <td>(A) - 600,000円</td> <td>600,001～3,299,999円</td> <td>(A) - 1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000～4,099,999円</td> <td>(A) × 75% - 275,000円</td> <td>3,300,000～4,099,999円</td> <td>(A) × 75% - 275,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000～7,699,999円</td> <td>(A) × 85% - 685,000円</td> <td>4,100,000～7,699,999円</td> <td>(A) × 85% - 685,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000～9,999,999円</td> <td>(A) × 95% - 1,455,000円</td> <td>7,700,000～9,999,999円</td> <td>(A) × 95% - 1,455,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000～ 円</td> <td>(A) - 1,955,000円</td> <td>10,000,000～ 円</td> <td>(A) - 1,955,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、以下のとおり控除額をそれぞれ引き下げます。 ・他の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合・・・10万円 ・他の所得が2,000万円超の場合・・・20万円		65歳未満（昭和36年1月2日以降生）		65歳以上（昭和36年1月1日以前生）		年金収入(A)	所得金額	年金収入(A)	所得金額	～ 600,000円	0円	～ 600,000円	0円	600,001～1,299,999円	(A) - 600,000円	600,001～3,299,999円	(A) - 1,100,000円	1,300,000～4,099,999円	(A) × 75% - 275,000円	3,300,000～4,099,999円	(A) × 75% - 275,000円	4,100,000～7,699,999円	(A) × 85% - 685,000円	4,100,000～7,699,999円	(A) × 85% - 685,000円	7,700,000～9,999,999円	(A) × 95% - 1,455,000円	7,700,000～9,999,999円	(A) × 95% - 1,455,000円	10,000,000～ 円	(A) - 1,955,000円	10,000,000～ 円	(A) - 1,955,000円
65歳未満（昭和36年1月2日以降生）		65歳以上（昭和36年1月1日以前生）																																	
年金収入(A)	所得金額	年金収入(A)	所得金額																																
～ 600,000円	0円	～ 600,000円	0円																																
600,001～1,299,999円	(A) - 600,000円	600,001～3,299,999円	(A) - 1,100,000円																																
1,300,000～4,099,999円	(A) × 75% - 275,000円	3,300,000～4,099,999円	(A) × 75% - 275,000円																																
4,100,000～7,699,999円	(A) × 85% - 685,000円	4,100,000～7,699,999円	(A) × 85% - 685,000円																																
7,700,000～9,999,999円	(A) × 95% - 1,455,000円	7,700,000～9,999,999円	(A) × 95% - 1,455,000円																																
10,000,000～ 円	(A) - 1,955,000円	10,000,000～ 円	(A) - 1,955,000円																																
収入金額－必要経費＝業務に係る雑所得																																			
収入金額－必要経費＝その他の雑所得																																			
総 合 譲 渡	短 期	収入金額－(取得費・譲渡費用)－50万円※＝短期総合譲渡所得の金額																																	
	長 期	(収入金額－(取得費・譲渡費用)－50万円※) × 1/2＝長期総合譲渡所得の金額 ※「収入金額－(取得費・譲渡費用)」が50万円未満の場合、その残額に相当する額																																	
一 時 所 得	生命保険金の一時金、損害保険の満期返戻金、賞金などの所得	(収入金額－必要経費－50万※) × 1/2＝一時所得の金額 ※「収入金額－必要経費」が50万円未満の場合は、その残額に相当する額																																	